

「道前」「道後」地名の歴史的考察

川岡 勉

はじめに

各地に残る地名は、地形や気候などの自然的条件によって、あるいは政治的な理由や経済的・社会的な諸要因により創出され、今日まで存続してきたものである。ゆえに、地名は地域のあり方や変遷を探る上で重要な手がかりとなりうる。本稿は、「道前」「道後」という地域呼称を取り上げ、その分布や範囲を検討することを通じて地域の歴史的な歩みを考察しようとするものである。

これについては既に戦前からの研究史があり、古くは喜田貞吉が、伊予の道後温泉や隠岐の島前・島後という地名の由来を考証し、昔は国を示す際に街道を以てする習慣があり、これに伴い道を基礎として一國中を前後に分ち、道前・道後の区別が生まれたと説いた¹⁾。

最近では鐘江宏之氏が、古代に前・中・後あるいは前・後に分割された諸国に関して、天武朝の国境画定事業の中で幹線交通路に沿って地域を分割する方式がとられたことを論じている²⁾。また、平川南氏は「伊勢国計会帳」で国符二通が道前と道後にそれぞれ一通ずつ宛てられていることに注目し、伊勢では国府を境に道前・道後という「広域行政ブロック」が存在したと主張している³⁾。

一方、亀谷弘明氏は、「広域行政ブロック」の前提に古墳時代以来の「歴史的地域」の形成があり、これを踏まえて令制国における道前・道後という「制度的地域」が成立したと捉えている³⁾。氏はそれを隠岐国について検証し、律令制以前には知夫里島・西ノ島・中ノ島に海人系氏族が分布

するのに対し、島後には皇室直属民が多く、そうしたヤマト王権との関係性の差異を前提として、七世紀後半に島前・島前という「制度的地域」が成立したと論じた。なお、隠岐の場合には島前・島後と表記されるが、音の共通性から道前・道後との関係が想定されるとしている。

古代史におけるこうした議論からすれば、道前・道後という行政区分は全国的に検出されるはずである。本稿では、とくに中世の伊予を中心に論じるが、その前に道前・道後の地域呼称の分布を、諸国の中世史料をもとに拾い集めてみることにしよう。

一 道前・道後の分布

1 伊勢国の道前・道後

伊勢では、弘仁年間に多気・度会両郡が伊勢神宮へ寄進されて以来、平安末期までに八つの郡からなる神郡が形成された(神八郡)。各郡には祭主権力を郡毎に代替する政所が置かれたが、道前三郡(三重郡・朝明郡・員弁郡)には道前政所が、道後三郡(度会郡・多気郡・飯野郡)には道後政所が設置された。伊勢国内の最北部にあたる三郡が道前、最南部の三郡が道後と呼称されていたのである。

伊勢神宮による神郡支配はこのあと次第に縮小傾向をたどり、八郡のうち道前三郡と安濃郡・飯高郡については、鎌倉末期には神郡としての実質が失われてしまった。これに対し神宮の所在する度会郡を含む道後三郡では、以後も神宮による神郡支配権が存続し、その中核となる神三郡(道後)

政所は、神宮検非違使や郷拒捍使などを実働機関としながら検断権を行使している。そして室町期に入ると、道後政所は神三郡の成敗権まで付与されるようになるが、一方で郷村の指導者層が道後政所代官に組み入れていくことにより神三郡支配体系の変質がもたらされた。このあと、伊勢国司北畠氏の権力が伸長して、神三郡の成敗権を確保していくことになる。

古く天平年間の「伊勢国計会張」において、道前・道後にそれぞれ一通ずつの国符が宛てられていることから、本来、道前・道後の区分は律令制下の行政支配の単位として機能するものであったとみられる。しかし中世になると、伊勢では国衙の保持していた国郡支配権が郡毎に伊勢神宮に割譲され、神宮はこれを数郡単位に束ねて支配する政所の管轄範囲を示す地名として道前・道後の呼称を採用していくのである。本来の道前・道後が国内(十三郡)を二分するものであった可能性もあるが、中世史料から確認できるのは神八郡のうちの道前三郡と道後三郡にとどまる。ここでは、道前・道後の地域呼称が、伊勢神宮による神郡支配の単位として生き続けた点特徴的である。

2 隠岐国の道前・道後

隠岐の道前・道後については、現在も残る島前・島後という呼称が本来は道前・道後であり、いっしか本義が忘れられて島前・島後に書き換えられたのであるとする喜田貞吉の説が存在する。前述した亀谷弘明氏も、史料的な明証はないとしながらも、島前・島後と道前・道後の音の共通性から関連を指摘している。

中世の史料を検索すると、隠岐においても本来は道前・道後と表記されていたことが確認される。正和元年(一二三二)の「玉若酢神社棟札」に、神社造営の勧進が「道前」で行われたとあるのが、検出できる早い事例である。

「村上文書」によれば、応永十八年(一四一一)に村上左衛門五郎が「隠岐国道前海部公文職」を安堵されている。同じく宝徳四年(一四五二)にも、村上与四郎が「隠岐国道前海士郡」の屋敷地の安堵をうけている。

ところが、永正九年(一五一一)には、「島前海士郡公文職」と表記されるようになる。これ以後は、天正十一年(一五八三)・寛文十二年(一六七二)の文書などに認められるように、島前の表記が定着していくのである。

一方、史料上「道後」呼称は認められないけれども、慶長十四年(一六〇九)の堀尾吉晴寄進状に見える「嶋後(護)国寺」という文言を初見として、近世に島後の呼称が定着する。中世史料から確認することはできないものの、道前に対応する道後という呼称が中世段階から存在していたとみて恐らく間違いあるまい。

『島根県の地名』は、古くは国府が置かれた島後より見て山陰道の手前にあるという意味で道前の呼称が用いられた可能性を指摘し、山陰道に対する道前と道後と捉える。また、道前から島前への変化は十五世紀半ばに守護京極氏が小守護代二人を置いて島前・島後を統轄するようになったことと関係があるとしている。しかし、文明年間の京極政高書状に、「松田三河守被官安来道□舟・隠岐舟・賀茂舟・重栖舟、以上公用伍拾参貫余不致沙汰由候」とあることから、この段階でも道前と呼称されていたと判断される。道前から島前への変化は十五世紀末か十六世紀初頭とみられ、京極氏の小守護代制とは無関係であろう。道前・道後という名称に込められた本義が忘れられていく中で、自然地形に即した「島」字に置き換えられていったと思われる。

3 周防国の道前

『防長地名淵鑑』によれば「周防国にては玖珂・熊毛の地は道前なり。都濃・佐波・吉敷は道後なり。されど道後の名蚤く亡びて所見なし」と記されている。これに従えば、周防国は島嶼部の大島郡を除き、道前二郡(玖珂郡・熊毛郡)と道後三郡(都濃郡・佐波郡・吉敷郡)に分かれていたことになる。

このうち「道後」の呼称は、中世史料に確認することはできないが、「道前」呼称は戦国期の史料に頻出する。例えば弘治元年(一五五五)頃

に、毛利氏は海賊衆村上武吉の軍功を賞し、「玖珂・熊毛両郡之内、柱嶋一円、并於道前之内貳百石」以下の地を与えている。天正頃には、毛利輝元が穴戸元行に「道前之内」の所領を加給し、飯田義武には「道前余田之内公文給五石」を給付している。

永禄十一年（一五六八）には、内藤隆春が勝間田盛道に「道前笠野村之内貳拾石足」を与えたが、同所は「熊毛郡笠野村内貳拾石足」とも言い換えられている。また、同じ年に木原元定が毛利氏から与えられた「熊毛郡之松原給之内貳拾石」は、「道前郡松原給之内貳拾石余地」とも表示されている。熊毛郡の笠野村や松原が道前の範囲に含まれたところから両様の地名が使われたものと見られるが、道前郡という呼称が成立している点は注目される。「道前郡」の呼称は、弘治三年（一五五七）のものともみられる毛利元就書状にも認められる。

このほか「道前表」という文言も散見され、慶長二十年（一六一五）作成の「大内様御家根本記」には、「若国又道前表何も殊外動乱申て候」とか「道前表又須々磨表江御手遣ひ候」などと記されている。また、「道前衆」に対する軍勢催促を示す史料も残されている。

なお、『角川日本地名大辞典』³⁵ 山口県」の「道前」の項では、「道前」とある地名は、熊毛郡から玖珂郡南部に通ずる往還道沿いの地域の総称と推定される」としている。これは「道」字から街道沿いと解したものであるが、玖珂郡の余田が道前に含まれることからみても疑問が多い。七道沿いに地域を区分した古代以来の「道前」呼称が残ったものとみるべきであろう。

4 伊予国の道前・道後

伊予においては、現在の松山市に道後温泉という著名な温泉があり、松山平野のことを道後平野とも呼ぶ。一方で、東予部の旧桑村郡から周敷郡・新居郡にかけて、中山川を中心としてできた沖積平野を道前平野と称す。この道前・道後という呼称も、古代以来のものと考えてよいであろう。

管見の限り、こうした地域区分の初見は、平氏の置いた「両御目代」の

うち「道前之方御目代」が越智郡の弓削島を管轄したとする長寛二年（一六四）の文書である。これは、平氏の伊予支配を支える目代が二人いて、一方が「道前」を管轄する目代であったことを示している。この文書が提出された翌月に伊予国留守所から弓削島に宛てて下文が出されているが、ここには両目代が署名しており、そのうちの一人大中臣某は清盛家政所を構成する家司であったことが指摘されている。伊予の知行国主であった平清盛は、国務を二つに区分した上で自身の家司をそれぞれの目代に任じていたのである。その一方が道前方の目代であったとすれば、もう一方は道後方の目代であったとみて間違いあるまい。但し、この時点では「道後」という名称を史料上で確認することはできない。

道後地名が検出される史料としては、河野氏の家譜である『予章記』のひく元暦二年（一一八五）七月二十八日付源頼朝書状に見える、道後七郡は河野通信を守護職として管領させ、道前は佐々木盛綱に申し付けたという記事がよく知られている。また、『予章記』には、通信に「道後管領」を認めた源実朝書状も掲載されている。しかし、この二つの文書は史料的に疑問があり、これをもって初見史料とみることはできない。むしろ、『平家物語』に見える「道前・道後の境なる高直（繩）の城に引きこもる」という記事が注目される。少なくとも『平家物語』が作られた鎌倉中期には、道前・道後という地域区分があったことは確実であろう。

文書上での「道後」地名の初見は、弘安元年（一二七八）二月の「道後余戸御庄之住人」と記されたものである。「道前」地名の初見に比べると、かなり遅れることになるが、これは史料の残り方の偶然性によるもので、平安期の両目代の一方が道後目代であったことは恐らく動かないであろう。以上のことから、「道前・道後」という地名は国衙行政に関わって成立した地域区分とみられ、伊予国内のうち京に近い方からみて前後に区分したものと判断される。

5 そのほかの諸国

そのほかの諸国でも、中世史料に「道前」「道後」という地名を検出す

ることができる。

志摩国では、南北朝期に作成された『神鳳鈔』に伊勢神宮の神領の一つとして「道後」の呼称が見えている。前述した伊勢と同様、伊勢神宮の神領支配に関連して道後地名が認められることが注意される。『志摩国旧地考』には、「街道ノ後ナル故ニ道後ト号セル」としている。

丹後国では、元弘三年(一一三三)の文書に「道後郡丹波郷」とあり、道後という名称が郡名として現れていることが注目される。丹波郷を含む丹波郡一帯を道後郡と称したものであろう。

肥後国では、八代荘の中に道前郷と道後郷が確認できる。康永二年(一一三三)四月、足利直義が阿蘇惟時に対して「肥後国八代庄内道前郷」を安堵した。これが道前郷の初見である。元中八年(一一三九)には、「八代庄道前郷野津村内壱町五段」が今朝洞氏に宛行われている。また、「八代庄内道前郷田数目録」によって、道前郷に含まれる野津村・小隈野村・鞍楠村・法道寺・種山村・鏡村・大野村に合計四一七町余の田地が存在したことが分かる。これらの村々の分布からみて、道前郷は八代荘のうち現在の竜北町一帯および鏡町にわたる地域であったことがうかがわれる。

『八代日記』には、「宇土ヨリ道後・道前・小犬丸破候而、小河合戦」という記事があり、道前郷と並んで道後郷が存在したことが知られる。道後郷は現在の宮原町の山手から東陽村にかけての地域とみられる。ここでは、一国を区分するものとしてではなく、八代荘の内部を区分する郷名として道前・道後の呼称が用いられたのである。

このほか、中世史料には確認できないけれども、青森県・秋田県・宮城県・福島県・茨城県・岐阜県・長崎県などに、「道前」「道後」の地名が認められる。また、鳥取県・広島県境にある道後山(標高一二六八・九メートル)なども注目される。『角川日本地名大辞典31 鳥取県』の「道後山」の項では、「山陰道、山陽道の背後にある山なので、道後山と称したと思われる」とされるが、いかなるものであろうか。

それぞれ読み方も様々であり、その由来を安易に古代・中世の行政区分

に求めることは慎重でなければならないが、道前・道後地名が全国的に存在していたものであったことは認めてもよいのではないだろうか。

6 道前・道後の分布状況からの考察

道前・道後という呼称にみえる道とは何か。これについては、越前・越中・越後・備前・備中・備後・筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後など国名に前・中・後がつく国が、『倭名類聚抄』において「こしのみちのくち」(越前)、「きびのみちのなか」(備中)、「ひのみちのしり」(肥後)などと呼ばれていたことが参考になる。「みちのくち」「みちのなか」「みちのしり」という呼称は、律令国家が七道と呼ばれた幹線路(「みち」に沿って地域を分割する方式をとっていたことを示している。七道は国家を運営する上で不可欠の行政的な機能を果すものであり、京を起点に七道を表わす線で諸国を結び、線の傍らに調庸物を京に運ぶのに必要な日数を記した日本地図も残されている。恐らく、各国を二分する際にも、やはり「みち」に沿って分割がなされ、京に近い側を「みちのくち」(道前)、遠い側を「みちのしり」(道後)と呼んだのであろう。

それでは、道前・道後の境界はどこであったか。これについては、境界となったのは国府の所在地とする見方が一般的である。しかし、それは必ずしも諸国で証明されているとは言い難い。道前・道後の境界が国府であったとすると、律令制下の行政区分という性格が強く押し出されることになるが、これに対して、前述の亀谷弘明氏がそれに先行する地域的なまとまりを重視する見方を示している点が注目される。古墳時代以来の「歴史的地域」の形成を前提として、律令制下の道前・道後という「制度的地域」が成立したとするのが氏の理解である。これが正しいとすれば、道前と道後の境界は必ずしも国府ではなく、地理的な事情なども踏まえながら歴史的に形成されていくともできよう。

次に、道前・道後の地名が中世史料に認められるのは、どのような国であったか。それが伊勢・周防・伊予など、国衙の活動が遅くまで確認できる国々であることは偶然ではないのではなからうか。伊予において道前方

の目代と道後方の目代が置かれていたように、国衙行政が実効性を持ちつづけたことが、道前・道後という呼称を根強く残した要因であったと考えられる。伊勢や志摩では、国衙支配の枠組が伊勢神宮に継承された結果、道前・道後の呼称が残ったのである。一方、隠岐では、道前・道後の二分は島嶼が大きく二つに大別される地域的な特徴を表わすのに適合的であり、その後も島前・島後と表記を変えながら今日まで伝わったのであろう。

一般に中世初頭に国一郡一郷という縦系列の地方行政組織が崩壊し、郡・郷・院・別名などがそれぞれ国衙に直結していくとされる。これは在地の変動に伴って起きる現象であるが、こうした変容を蒙りながらも、国・郡・郷などの区分が地域社会の単位として機能し続けていくのも事実である。国郡制と地域社会が歴史的にどのような関連を持ちながら展開していくかは、近年の中世史研究においても議論が行われ始めている。地域社会を行政区分が規定していく側面と、逆に行政区分が地域社会から規定される側面とを歴史的にどう結びつけて理解すべきかは、中世の国家編成と地域の相互関係を考える上で重要な論点である。

道前・道後という呼称の変遷を考える際にも、それを単なる行政区分の問題にとどめるのではなく、地域認識や地域的まとまりの変容として捉える視点が求められる。人々の様々な営みの重層的・多元的なあり方を反映しながら、地域呼称の変化が進行するのである。周防の道前郡、丹波の道後郡、肥後の道前郷などの呼称は、国内を二分する本来の区分から転化して道前・道後が郡郷名になっている事例であるが、ここにも地域社会の変容が反映している可能性があるであろう。

二 伊予における道前・道後の地域区分

伊予の道前・道後の地域区分に関しては、早くから議論がなされてきた。西園寺源透は、本来、国府の所在地である越智郡は府中と称して道前にも道後にも含まれない独立の地であったとした上で、それより以東の四郡

(宇摩・桑村郡)を道前、以西の九郡(野間・宇和郡)を道後と捉えた。そして、国府が力を失うと国府を境界とする認識が廃れ、源平時代以降、道前七郡・道後七郡とされるようになったと説いた。この各七郡という捉え方は『予章記』にみえる「道後七郡」という記述によるものであろうが、当初は四郡と九郡に分かれていたとする理解は国府の所在する越智郡が境であったはずだという見方を前提にしたもので、史料上の根拠に基づいた議論ではない。

これに対して、長山源雄は、『平家物語』などが高縄城を「道前道後ノ境」に位置すると記していることに着目して、道前・道後は国府を境界としたのではなく、伊予一國を高縄山から粟井坂の線で区切ったときの東半分が道前(宇摩・風早の七郡)、西半分が道後(和氣・宇和の七郡)であったと捉えた。

その後、長山の批判にもかかわらず、道前・道後の境は国府であったという見方が通説として受け継がれていった。例えば、『愛媛県の地名』では、「(道後)七郡は野間・風早・和氣・温泉・久米・浮穴・伊予の諸郡をさしている……その由来は国府を中心として、都に近い地域を道前(みちのくち)・国府の存在する地域を道中(みちのなか)、都に遠い地域を道後(みちのしり)とよんだのによる」とある。ここでは、国府を境に野間郡以西を道後とする点で西園寺説を継承する一方、『予章記』などの「道後七郡」という記述を両立させようとしたために、南伊予の喜多郡・宇和郡が除外されてしまっている。大永四年(一五〇七)の史料によって野間郡が道前に含まれることが判明することからみても、「道後七郡」を野間・伊予郡とするこの説には疑問が多い。

一方、『角川日本地名大辞典38 愛媛』は、道前・道後を各七郡とする説の根拠となった『予章記』や『予陽河野家譜』の記事は信憑性に欠けるとして退け、「道前・道後の境なる高縄の城に引籠る」という『平家物語』や『源平盛衰記』の記事から、道前・道後の境界は高縄山の所在する風早郡であったとする。そして、風早郡が道前内にあった明証はないとして、

道前は府中(越智郡)を除く野間郡以東の五郡、道後は風早郡(伊予郡の六郡とする理解を導き出している。しかし、前節で述べた通り長寛二年に越智郡が道前の目代の管轄下にあったことは明らかであり、当初から越智郡は道前に含まれていたとみるべきである。したがって、国府の所在する越智郡を府中ないし道中(史料上は確認できない)であるとして、道前・道後から除外する西園寺の理解を踏襲しているのは誤りであろう。また、『平家物語』に注目したのはよいが、これをもとに風早郡を境界とするのも早計である。高縄山が風早郡にあるのは事実であるが、『平家物語』にあつて道前・道後の境目とされているのは風早郡ではなく、高縄山自体である。

以上のような混乱した諸説に対して、風早郡と和気郡の間に境界線を引こうとするのが、かつての長山源雄、近年の久葉裕可氏の説である。両者は宇摩(風早郡)までの七郡が道前、和気(宇和郡)の七郡が道後としている。とくに久葉説では、単に長山説を復権させただけでなく、史料の厳密な分析をもとに説得的な議論を展開している。すなわち、応長二年(一二三二)の「大山積社造管段米支配状」によれば、国衙が一国平均役を賦課した範囲は風早郡以東に限られており、この範囲が道前であると考えられる。筆者も以前に同じ史料を用いて同様な指摘をおこなったことがあるが、道前・道後の境については曖昧な認識にとどまっていた。久葉説はこの「段米支配状」や『平家物語』の記述などから、国衙を境界とする理解を明確に否定した点で重要である。

久葉氏の指摘したように、伊予国内は一貫して、風早郡以東の道前七郡と和気郡以西の道後七郡に区分されていたと判断してよからう。このことから、『予章記』などにみえる「道後七郡」という捉え方は、一定の根拠のある地域区分であったことが判明する。そして、以上の事実は、正平二十三年(一一三六八)に知行国主西園寺氏と守護河野通直の二人が府中に出向き神社興行を主とする「国之御沙汰始」をおこなったとき、その対象となったのが国分寺・能寂寺・興隆寺・善応寺・保国寺など、風早郡以東の

寺院に限られていた事実とも符合する。当時、国衙の支配権が及ぶ範囲は道前地域に限定されていたとみられるのである。段米支配にしる寺社興行にしる、国務の執行にあたって道前・道後の区分が意味をもっている事実は、この区分が国務の分掌体制と結びついたものであったことを物語っている。

なお、道前・道後の境界に関して付言すれば、『平家物語』において、道前・道後の境界が高縄山とされていた事実があらためて注目される。康応元年(一二三八九)の足利義満の西国下向に随行した今川貞世の手になる『鹿苑院殿嚴島詣記』には、周防の由宇・神代沖合付近の海上から「伊予の国道別の山」が南に霞んで見えたことが記されている。ここでいう「国道別の山」が高縄山であったことはほぼ間違いないところで、やはり道前・道後の境界をなすのが高縄山と認識されていたことを示すと考えられる。既に喜田貞吉は、石鎚山より高縄山の方に向かって山脈が連なり、伊予国は地勢上、東部(道前)と西南部(道後)に区別されたと指摘していた。道前・道後は行政的な理由からのみ区分されたのではなく、自然地形のもつ特徴を踏まえた地域区分であったと考えられるのである。

道前・道後の境界が国府所在地でなかったことは、この地域区分が単なる制度的な区分ではなかったことをうかがわせる。むしろ、亀谷弘明氏が重視したように、律令制に先行する地域的なまとまりが形成されており、それを前提として、道前・道後という区分が制度化されたこととみ方がよからう。八世紀前半には国府が越智郡(今治平野)に所在していたことは確実であるが、それ以前にはむしろ道後平野(松山平野)が一国の政治的中心であったとする見方が有力である。伊予国内には、越智郡を中心とする道前部の勢力と、和気郡以西の道後部の勢力が存在しており、両者の間には確執があったものと想定される。越智郡に国府が置かれたのは、律令制の確立期に道前部の勢力が主導権を確立したことを意味している。

南北朝期、芸予諸島の一つ弓削島の荘官であった弁房承善は、百姓らに對して、道後へ出かけて塩を買いとってくるよう苛責を行った。これに對

し百姓たちは、「所申彼道後者、難道無極悪所也、自京上道遙難道也」と述べて愁訴している。^⑤弓削島から道後に向かうのは、京都へ上る道よりもはるかに難道であるというのである。この主張には、承誉の非法を強調するため誇張が加えられた可能性もあるが、越智郡の島嶼部から道後に向かう道程の困難さを反映しているものと考えられ、こうした当時の認識が道前・道後の区分を下支えていたと思われる。高縄山を境に伊予を二つに区分する見方は、単なる行政支配上の便宜によるものではなく、一般の民衆において存在した地域認識をも踏まえていたとみられるのである。

三 中世後期の道前と道後

伊予における道前・道後という地域区分は国衙による支配単位として機能し、国内を二分した東半分（七郡）が道前、西半分（七郡）が道後と呼称されていた。前述した通り、十四世紀までこの区分は一定の意味を持ちつづけており、その背景として国衙支配権の根強い存続を想定することができる。^⑥但し、前述した段米賦課と寺社興行のあり方からすれば、十四世紀段階で伊予国衙が権限を行使しえたのは、既に道前地域に限定されるようになっていたと判断されよう。

中世後期以降、全国的に国衙の権限の多くが守護に移譲されていくようになる。伊予においても国衙の権限は縮小していったと思われ、国衙支配の単位であった道前・道後という地域区分は、意味する範囲や内容を変質させていかざるをえなかった。しかし同時に、守護河野氏の分国支配において、道前と道後に対応した二元的性格が刻印されていることも注意される。

去十一、佐礼城打落、松岡以下打取、頸八到来候、大慶無極候、同所之敵城落居候、目出、今度合戦ニ御手の人々、高名由注進候、申つしかたく候、度々におよび、御手の人如此候、目出候、さ候間、苻中

の事ハ彼城へ能々もたせ候て、一勢こし給候へと申付候、御意見肝要候、道前辺の事ハ手をかけ候ハす共にて候、先早々此方へ一勢給候ハ、肝要候、ゆの山城難儀に候条、一了簡可仕候、猶々今度の事御取成共により候て、如此候、御高名至候、毎事ゆの山可申候、時宜重而可承候、恐々謹言、

六月十四日

教通（花押）

村上備中守殿^⑦

この史料は文安六年（一四四九）のものともみられ、伊予の守護河野教通が敵の拠る佐礼城攻略に戦功を挙げた因島村上氏に与えた書状である。教通はこの合戦における村上勢の働きに謝意を申し述べた上で、今後「苻中の事ハ」この佐礼城にもたせることとし、これで「道前辺の事ハ」手をかけずとも問題ないとして、道後方面への村上勢出陣を求めている（湯の山城が難儀に陥っていたらしい）。河野氏が府中そして道前地域を確保する上で、海賊衆村上氏の軍事力に依存する面が小さくなかったことがうかがえる史料であるが、道前地域の安定化は佐礼城を拠点に府中の掌握をはかることにより実現したのである。

『正任記』文明十年十月二十六日条には、「自予州通春使僧同御状到来候、先日合戦依勝利、道前府中逗留」とある。この記事は、伊予の河野通春が合戦に勝利して道前府中に逗留していることを周防の大内政弘に伝えたことを示す。通春は伊予の支配権をめぐる教通との間で抗争を繰り広げていたが、府中の掌握が重要な意味をもっていたことをうかがわせる。

別稿で述べたように、府中を中核とする道前地域は道後地域と区別される地域であり、河野氏の支配も府中と道後湯築城とに拠点を置く二元的構造をもつものであったとみられる。伊予国一宮三島社の内部紛争が生じた時、神職の一人が「道後へ罷越候」て子細を申し述べたのに対し、「苻中へ罷出候て可申免由申候つる」とあるように、河野氏は彼を府中へ出頭させて裁許を行おうとしている。^⑧ここには、国衙が保持していた道前地域に

対する権限・機能が河野氏権力に引き継がれながらも、なお府中の機能を本拠地(道後)に吸収しきれない状況が示されている。

時代は下って天正十三年(一五八八)の吉川元長書状に、「今張津ヨリ高尾迄ハ道前郡と申候、其ヨリ此辺迄ハ新居ノ郡と申候、此先ハ宇戸之郡と申、佛殿城ヲ際ニ候」と述べられている^⑤。この史料から、戦国期には道前の範囲が今張津から高尾城までに縮小し、それ以後の新居・宇摩両郡が道前から除外されていたことが知られる。なお、『大日本古文書』では、本書状の「道前郡」を「道前部」と読み取り、同様に「新居ノ部」「宇戸之部」と解読している。原本の写真版を見ると、三カ所で使用されている文字は「郡」とも「部」とも読むことができるように思われるが、新居郡・宇摩郡を表わす文字として使用されていることからすると、やはり「郡」と解読すべきではなからうか。前述したように、周防や丹波では「道前郡」「道後郡」という名称が中世に成立している。伊予においても、新居郡・宇摩郡と区別される道前郡という名称が生まれていた可能性が高い。

新居郡・宇摩郡が道前地域と区別されることになった理由は、中世後期における国郡知行のあり方、とりわけ地域権力秩序の中核をなす守護の支配権との関連で考察する必要がある。一般に中世後期になると国衙の機能は衰えて、国郡知行の権限は守護に移譲されるようになる。伊予の場合、前述したように南北朝期の正平二十三年(一三六八)に知行国主西園寺氏と守護河野通直の二人が府中に出向き寺社興行を主とする「国之御沙汰治」を執り行っている^⑥。南朝方の守護河野氏は国衙と提携しながら国郡知行を展開しようとしたのである。しかし、これに対抗する北朝方の細川氏は、たびたび軍勢を進攻させて河野氏との間で激しい抗争を繰り広げた。延文元年(一三五六)、細川頼之は目代十河遠久の奉書により伊予国分寺に寄進を行っており、守護細川氏は国務を兼帯しながら府中に影響力を強めていたことが知られる^⑦。南北朝内乱期には、河野氏と細川氏がそれぞれに国衙との関係を深めながら、守護として国郡知行権を掌握しようとする動きをみせていたのである。

永徳元年(一三八一)に至って、河野龜王丸が伊予国守護職を確保すること、東予二郡(新居郡・宇摩郡)については細川氏に守護権を割譲することで両者の妥協が成立した。東予二郡が細川氏の分郡となり、守護河野氏は残り十二郡の知行権を掌握したのである。ここで確定した体制は十六世紀の末まで続いており、史料にも「両郡者細川家知行分」と表現されている^⑧。新居郡・宇摩郡が道前とは別の地域と認識されるようになったのは、中世後期の両郡が守護河野氏の支配権が及ばない地域とされたことによるものと考えられる。

なお、前述の吉川元長書状からは、今張津以西の野間郡・風早郡も道前に含まれなくなっていたとみることも可能である。しかし、この書状は、元長が今張津に渡海・上陸したのち南進し、激戦の末に高尾城を攻略して新居郡に進軍した段階で書き留められたものである。元長は自らの上陸地点から高尾城までの地域と、東予二郡とが地域的なまとまりにおいて区分されることを述べているのではないだろうか。野間郡が道前に含まれていたことを示す大永四年(一五二四)の史料も見出されることから、戦国期においても野間郡・風早郡については道前の範囲に含まれていたと考えたい。

一方、道後についても、その地域認識に変化がみられた。何よりも大きな変化は、道後という呼称が今日の道後温泉の周辺に限定されていくことである。これに関し喜田貞吉は、道後部に所在した温泉が有名であったため、後世これを固有名詞で呼ぶようになった時、道後という名称が温泉の名の如く誤解されていったと解釈した^⑨。長山源雄もまた、道後の地名は道後の温泉をもって代表せられ、ついに温泉所在地を道後と称するに至ったと述べている^⑩。しかし、地域認識に変化が訪れる時期や、変化をもたらした要因について厳密な議論が展開されているわけではない。

史料上から道後の範囲を追いかけてみると、永和二年の出淵(浮穴郡)、応永二年・同十三年の久枝(和気郡)、応永二十三年・同三十一年・永享八年の神崎荘・神崎出作(伊予郡)、応永二十五年の岡田(伊予郡)、応永

二十七年の太田山（浮穴郡）、長祿四年の畑寺（温泉郡）、文明十三年の吉田東方（同郡）、文明十七年・永正十一年の太山寺（和氣郡）、長享元年の福王寺（久米郡）、長享三年久万山（浮穴郡）などが道後に含まれていたことが判明する。ここに出てくる地名からすれば、和氣郡・温泉郡・久米郡・伊予郡・浮穴郡の五郡は中世後期においても道後の範囲内であったとみてよさそうである。

これに対して、中世史料において南伊予の喜多郡・宇和郡が道後に含まれていた形跡は認めにくい。これは、宇和・喜多両郡ではそれぞれ宇都宮氏・西園寺氏が郡知行権を自立的に確保していたことによると思われる。ここでは、河野氏の守護権が否定されてはいないものの、その権限が容易に及ばない地域であった。喜多・宇和両郡が道後と区別されるようになるのはそのためであろう。

戦国期の史料になると、「道後・道前・嶋表之儀……、宇和表之儀……」のように、「道後」と区別されて「宇和」の呼称が確認される。「郡内表」という表現も頻出し、「郡内」（喜多郡）も「道後」と別地域と認識されていたことがうかがわれる。こうした表現が、とりわけ南伊予における戦乱の激化に伴い、「○○表」という形で戦場を具体的に表わす必要から使用される事例が多いことが注目される。「宇和・三間・郡内及破」、「宇和表警固之儀、此節於馳走者、可為祝着候、郡内表持方之儀者、相□候」、「小田表・三間口・郡内表迄可被打出覚悟にて候」というように、戦乱の激化は局地的な地名表示を必要としたのであろう。

そして、このような中で、道後という呼称が、さらに限定的な空間を指す用語として使用されるようになる。例えば、ルイス・フロイス『日本史』に「道後という伊予国のもっとも主要な市」という表現が出てくる。温泉周辺の都市的な場を「道後」と呼んでいるのである。こうして「道後」呼称は、和氣郡以下の五郡を指す場合と、温泉周辺に限定して用いる場合の広狭二通りの意味をもつようになる。後者のような用法が生まれる理由として、道後五郡一帯を支配する大名河野氏の本拠地（湯築城）が温泉に隣

接して置かれていた事情との関連が考えられる。

十六世紀半ば以降の史料には、「道後表」という表現をはじめ、「道後迄被帰候」「道後江追々令注進」「道後御返事」「道後御馳走」「道後御局」「道後河野殿」などの用法が散見され、河野氏の奉行衆を「道後之奉行衆」と呼んでいる。「道后可被及御迷惑」「道后可為御無力」「道後之御ため」「対道後筋目」「対道後一篇之御覚悟」などの用法では、明らかに「道後」が人格あるいは一つの権力体を表わす用語として使われている。毛利と河野が羽柴秀吉の一味であることを示す時に「芸・道後、羽柴一味にて候」と記述されているように、河野氏やその本拠地である湯築城を指して「道後」と表現したのである。

したがって、温泉周辺を指して道後と呼んだというよりも、湯築城の河野氏を指して道後と呼称し、それが温泉周辺の都市的空間を道後と呼ぶことに転じたとみた方がよいであろう。喜田貞吉や長山源雄の言うように単に温泉が有名であったからというのではなく、河野氏権力の所在地という政治的な理由から道後という名称は限定された地名になっていくとみるべきである。地域呼称の変遷は政治的な契機による場合が少なくなく、地域権力の支配方式や編成原理などの影響を受けながら新たな地域認識が生み出されていくのである。

おわりに

本稿では伊予を中心に道前・道後という地域呼称の変遷を追いかけてきた。中世前期には地勢上の差異に基礎づけられた国衙行政の単位として、道前・道後という区分が一定の意味を持っていた。しかし、中世後期以降、道前・道後ともに、意味する範囲や内容を変質させていった。国衙の機能が衰えて国郡知行の権限は多く守護に移譲されるようになる中で、河野氏の守護権限が事実上及ばない東予二郡・南予二郡は道前・道後の範囲から除外された。このように、国郡知行のあり方が変動するのに伴って地域呼

称が変化したのである。

十六世紀半ば以降になると、「道後・道前・嶋表之儀」という表現や、郡内表・宇和表・三間表などの表現が出現することを指摘した。戦乱の激化という事情が、詳細な地名表示を必要としたり、地域認識のあり方に影響を及ぼしていくものと考えられる。地域認識のあり方は、地域社会状況の変化と深く結びついていたのである。

道後が温泉湧出地付近に限定されたのは明確には近世以降であるとするような説明をしばしば見受けるが、実際には河野氏が権力をもっていた戦国期のことであった。道後は地域権力の所在地を意味する用語に変化していくのである。

以上のように、地名の意味する内容や範囲は、政治・社会状況の変遷に応じて、歴史的に変化していくことが分かる。一つひとつの残された地名、あるいは残されなかった地名を手がかりにして、人々の地域認識のあり方とその変遷を明らかにすることができるのではないか。地域社会の歩みを探る上で、こうした作業を今後さらに進めていく必要があると考える。

地名はそれぞれ地域固有の歴史を背負って今日まで伝えられたものである。地名の一つひとつが歴史の痕跡であり、文化財であるとも言える。分かりやすいからといって、どこにでもある地名に安易に変えたり、目新しさを追いかけていたりしていると、せっかくの歴史のつながりを見失わせ、地域の歩みを考える手がかりをなくしてしまう恐れがある。また、平成の大合併が複数の民俗文化圏を統合したり逆に断ち切ったりする事例が見受けられ、地域文化の独自性が衰退していく危険性も指摘されている。新しい地域文化を創造するにあたり、現代の瞬間に生きる我々も、過去から未来に至る歴史の連鎖の中で生きていることを自覚したいものである。

注

- (1) 喜田貞吉「道前道後と云ふ事」『歴史地理』五一四、一九〇三年。
 (2) 鐘江宏之「「国」制の成立―令制国・七道の形成過程―」(笹山晴生先生還暦

記念会編『日本律令制論集 上巻』吉川弘文館、一九九三年。

(3) 平川南「古代木簡からみた地方豪族」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年。

(4) 亀谷弘明「古代木簡と地域社会―総説にかえて―」『歴史評論』六四三、二〇〇三年。

(5) 西山克「伊勢神三郡政所と検断―鎌倉末―室町期―」『日本史研究』一八二、一八三、一九七七年)、同「南北朝期の権力と惣郷―伊勢神宮検非違使の消滅をめぐる―」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年)。

(6) 小林秀「伊勢国司北畠氏の神三郡支配に関する一試論」『史叢』三八、一九八七年。

(7) 『隠岐島誌 全』。

(8) 応永十八年十月三日直美安堵状『隠岐島誌 全』。

(9) 宝徳四年四月秀重安堵状『隠岐島誌 全』。

(10) 永正九年十月八日隠岐宗清書状『隠岐島誌 全』。

(11) 天正十一年閏正月二十三日御定三ヶ条・寛文十二年八月十一日海士郡三ヶ所公文職安堵状『隠岐島誌 全』。

(12) 慶長十四年八月二十五日堀尾吉晴寄進状『隠岐国代考証』『隠岐の文化財』一)。

(13) 『日本歴史地名大系』33 島根県の地名(平凡社、一九九五年)。

(14) 年未詳三月二十七日京極政高書状(『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』島根県古代文化センター、一九九九年)。なお井上寛司氏は、京極政高書状にみえる隠岐舟・賀茂舟・重栖舟が隠岐の島後地域に所属する船であるのに対し、「安来道」舟は安来と隠岐島前の両方に所属する船と解釈する

(井上寛司「中世山陰における水運と都市の発達―戦国期の出雲・石見地方を中心として―」有光友字編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)。

これに対し、錦織勤氏は、美保関を支配してきた松田氏の被官安来道「舟」を雲州舟の一つであると捉えている(錦織勤「中世山陰海運の構造―美保関と隠

- 岐の位置づけを中心に」『鳥取地域史研究』六、二〇〇四年。安来は地名でなく松田三河守の被官の名前とみるべきなのは錦織氏の説く通りであろうが、「道」舟は隠岐舟・賀茂舟・重栖舟と同様に地名を冠した舟の名とみるのが自然である。錦織氏は、隠岐の船が美保関役の納入義務を負っており、美保関は何よりも隠岐から各地に向かう船の中継地として繁栄したことを明らかにした。松田氏の被官安来某は、隠岐の道前・道後各港に船籍のある廻船の船主として、美保関役の納入を義務づけられていたのである。
- (15) 御蘭生翁甫『防長地名淵鑑』(防長俱樂部、一九三二年)。
- (16) (弘治元年カ) 十月二日毛利隆元書状案(『愛媛県史 資料編 古代・中世』一八〇二)。
- (17) 年末詳十一月六日毛利輝元書状(『萩藩閥閥録』卷二・一三三)。
- (18) (永禄十一年) 十月十四日内藤隆春書状・同年月日内藤氏奉行人奉書(『萩藩閥閥録』卷一七〇)。
- (19) 永禄十一年七月二十六日・同年十一月五日毛利元就・輝元連署状(『萩藩閥閥録』卷八三)。
- (20) 年欠毛利元就書状(『大日本古文書』「毛利家文書」四一〇)。
- (21) 「大内様御家根本記」(『山口県史料 中世編 上』)。
- (22) 長寛二年十二月弓削島莊住人等重解(『愛媛県史 資料編 古代・中世』九一)。
- (23) 長寛三年正月二十日伊予国留守所下文(『愛媛県史 資料編 古代・中世』九二)。
- (24) 畑野順子「伊予国弓削島莊における「住人等解」結合の時代的意味」(『内海文化研究紀要』二七、一九九九年)。
- (25) 弘安元年二月二十六日伊予国井上郷禅乗房引檀那願文(『和歌山県史 中世史料二』、「熊野本宮大社文書」二)。
- (26) 元弘三年五月二十日熊谷直経代同直久軍忠状(『大日本古文書』「熊谷家文書」三六)。
- (27) 康永二年四月二十八日足利直義安堵状(『大日本古文書』「阿蘇家文書」一〇五)。
- (28) 元中八年八月二十五日某宛行状(『南北朝遺文 九州編六』)。
- (29) 年月日未詳八代庄内道前郷田数目録(『大日本古文書』「阿蘇家文書」二二〇)。このほかにも「阿蘇家文書」に収録された年末詳七月二十九日菊池武興書状写に「八代庄内道前郷」が、年末詳七月十九日小森田武世書状写に「道前郷」が見えており、明応二年三月十七日八代庄道前郷鏡村坪付では相良為統が「八代庄道前之郷鏡之村之内」を諏訪大明神に寄進している(『熊本県史料 中世篇三』)。
- (30) 『八代日記』天文十二年八月二十二日条。
- (31) 鐘江宏之「国」制の成立—令制国・七道の形成過程—(前掲)。
- (32) 龜谷弘明「古代木簡と地域社会」(前掲)。
- (33) 備前国などでも両目代の存在が確認され(建久四年六月金山寺住僧等解「鎌倉遺文」六七五)、両目代制は伊予に限られたものではなかったと思われる。
- (34) 西園寺源透「道前道後の辯」(『伊予史談』一六、一九一九年)。
- (35) 『予章記』や『予陽河野家譜』には、「伊予国道後七郡事、為守護職可有管領、道前事者申付佐々木三郎盛綱候也」とか「道後管領事、御本領上者不及子細候」、「伊予国御本領并家人等御進退不可有相違候也」といった、河野通信が幕府より道後支配権を認められていたことを示す古文書が採録されている。しかし、これらはいずれも偽文書とみられ、その記述をそのまま信じるわけにはいかない。
- (36) 長山源雄「道前道後の名稱とその地域に就いて」(『伊予史談』二二三、一九四九年)。
- (37) 『日本歴史地名大系』39 愛媛県の地名(平凡社、一九八〇年)。
- (38) 大永四年八月十九日河野通直安堵状(『愛媛県編年史』四)。
- (39) 『角川日本地名大辞典』38 愛媛(角川書店、一九八一年)。
- (40) 長山源雄「道前道後の名稱とその地域に就いて」(前掲)、久葉裕可「鎌倉初期における河野氏の権限について—いわゆる「元久下知状」の評価を中心に—」(『四国中世史研究』三、一九九五年)。

- (41) 応長二年三月大山積神社造営段米支配状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕四四四)。
- (42) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」〔『社会科』学研究〕一五、一九八八年)。筆者はこの旧稿において、府中・道前・道後という地域呼称に言及し、道前部が府中を中核として道後部から相対的に自立した地域であり、河野氏の支配も府中と道後湯築城とに拠点を置く二元的構造をもつものであったことを述べた。ただ、道前・道後の境界については曖昧な把握にとどまっております、国府の所在する越智郡以東を道前とする通説的理解を踏襲していた。
- (43) 川岡勉「中世伊予の府中・守護所と河野氏」(前掲)。
- (44) 松原弘宣「熟田津と古代伊予国」(創風社出版、一九九二年)。
- (45) 元亨四年九月弓削島莊百姓等申状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕五一〇)。
- (46) 井原今朝男「中世の国衙寺社体制と民衆統合儀礼」(一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 下』岩田書院、二〇〇四年)では、室町期の伊予において、国衙機構が全体に衰退しつつも、国衙が国内寺社を経営する社会的システムは応永段階でも機能していたとする指摘がなされている。
- (47) (文安六年)六月十四日河野教通書状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕一一二九八)。
- (48) 川岡勉「河野氏の府中支配と海賊衆村上氏」〔今治の歴史風景〕二〇〇四年)。
- (49) 年未詳四月十一日河野通直書状〔『新出大山祇神社文書』第二集)。
- (50) (天正十三年)七月二十七日吉川元長書状〔『大日本古文書』吉川家文書別集〕七六)。
- (51) 応永十九年三月靈乗上人言上状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕一一八〇)。
- (52) 延文元年九月十四日目代十河遠久奉書写〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕八二七)。
- (53) 年未詳八月十三日一色藤長書状写・年未詳八月十四日梅仙軒靈超副状写〔愛媛県史資料編 古代・中世〕二二四二・二二四三)。
- (54) 大永四年八月十九日河野通直安堵状〔愛媛県編年史〕四)。
- (55) 喜田貞吉「道前道後と云ふ事」(前掲)。
- (56) 長山源雄「道前道後の名稱とその地域に就いて」(前掲)。
- (57) 川岡勉「中世後期の分郡知行制に関する一考察―伊予及び安芸の事例を中心として―」〔愛媛大学教育学部紀要 第二部 人文・社会科学〕二〇、一九八八年)。
- (58) (天正十二年カ)長宗我部元親書状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕二四〇六)。
- (59) (天正十年)十一月二十一日井上春忠書状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕二三五六)。
- (60) (天正十年)十二月十日河野通直書状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕二三三六)。
- (61) (天正十二年)八月十八日瀧本寺栄音書状〔愛媛県史 資料編 古代・中世〕二四二五)。
- (62) (天正十二年)八月十八日瀧本寺栄音書状(同前)。
- (63) 西尾和美「戦国末期における毛利氏の婚姻政策と伊予」〔『日本史研究』四四五、一九九九年)によれば、永祿から天正年間の芸州からの書状類に、湯築城あるいは河野氏や河野氏権力を指して「道後」あるいは「湯月(付)」という言葉が頻出するという。
- (64) その一方で、文化五年(一八〇八)の奥書をもつ近世の地誌『伊予風土往来』のように、宇摩郡から風早郡までの東伊予を道前、和氣郡から宇和郡までの西伊予を道後とする本来の東西二区分を記した史料も認められる。地域呼称の意味するものが新しい内容へと変化しつつも、もとの意味が完全に消えさることなく並行して使われる場合もあったのである。
- (65) 先頃松山市に合併された北条市(旧風早郡)などは、本来道前に含まれていたものであり、道後平野(松山平野)よりもむしろ東予地域の民俗文化圏に近いという。